

鋸南町保健福祉総合センター自動販売機設置事業者募集要項

令和7年6月

鋸 南 町

鋸南町保健福祉総合センター 自動販売機設置事業者募集要項

目 次

1 募集内容	P 3
2 入札参加資格	P 3
3 募集物件に関する質問・回答	P 4
4 現地確認	P 5
5 設置事業者の選考方法	P 5
6 行政財産使用料	P 5
7 入札参加申込書の提出	P 5
8 入札書の提出	P 6
9 開札・落札者の決定	P 6
入札の無効	
10 行政財産使用許可申請書の提出	P 7
11 行政財産使用の許可（設置事業者の決定）	P 8
行政財産使用許可の取り消し	
12 自動販売機設置に係る仕様等	P 8
使用できる施設の概要	
使用できる期間	
販売品目	
販売価格	
自動販売機の規格等	
13 使用条件	P 9
14 原状回復	P 10
15 自動販売機の交換・設置の延長・設置の中止・増設	P 10
自動販売機の交換	
自動販売機の設置の延長	
自己都合による自動販売機の設置の中止	
自動販売機の増設	
16 費用負担	P 11
17 設置業者及び販売実績の公表	P 11
18 協議事項	P 11
19 様式のダウンロード	P 11
20 参考	P 11
21 問い合わせ先・書類の提出先	P 11

鋸南町保健福祉総合センター（以下、「センター」という。）では、自動販売機の設置事業者（以下、「設置事業者」という。）を募集します。

募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、内容を十分に御理解のうえ、入札参加の申し込み等の手続きを行ってください。

設置事業者が自動販売機を設置するに当たっては、行政財産使用料を鋸南町に納めていただくことになります。

設置事業者の選考は、入札の際に最も高い納付金料率（注１）を提示した者としします。なお、入札参加、使用許可申請等に要する一切の費用は、応募者、申請者等の負担としします。

（注１）：納付金料率の詳細については、「６ 行政財産使用料」を参照のこと。）

1 募集内容

（１）募集施設

所在 千葉県安房郡鋸南町保田５６０番地

名称 鋸南町保健福祉総合センター

（２）募集物件

物件番号	台数	設置場所	設置スペース 幅・奥行・高さ（cm）	販売品目
1	1台	1階玄関西側（屋外）	150×130×185	清涼飲料水 （缶・びん・ペットボトル）

※ 設置スペースには、自動販売機本体のほか、放熱スペースを含むものとします。

※ 自動販売機の機種によっては、その設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、応募前に必ず設置場所の確認を行ってください。

2 入札参加資格

入札に参加できるのは、次の要件をすべて満たす法人又は個人に限りします。

（１）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可等の免許を有していること。

（２）市町税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

（３）次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１条に規定する準禁治産者

③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④ 民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - (4) 次の①から⑩までのいずれにも該当しない者、又は次のいずれかに該当する者であっても、その事実があった後3年を経過した者であること。
- ① 鋸南町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 鋸南町が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が鋸南町と契約を締結すること又は鋸南町との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により鋸南町が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて鋸南町との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ⑧ 前⑦に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ⑨ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑩ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

3 募集物件に関する質問・回答

募集物件について疑義がある場合には、センターに対して説明を求めることができます。

(1) 提出書類

募集物件に関する質問書（別記様式第1号）

(2) 受付期間

令和7年6月26日（木）～ 令和7年7月3日（木）

午前9時00分～ 午後5時00分

(3) 提出方法

質問書により持参又はファクシミリで提出してください。電話や口頭等による質問は受け付けません。（ファクシミリで提出した場合には、質問書が届いたか、電話で確認してください。）

参加資格審査、選考方法への質問は受け付けません。

(4) 提出先

「2.1 問い合わせ先・書類の提出先」を参照

(5) 質問者への回答方法

質問者に対しファクシミリで個別に回答します。また、すべての質問事項及び回答をまと

め、当町ホームページに掲載します。（質問者名は掲載しません。）

最終回答日時 令和7年7月7日（月）

（6）その他

質問への回答内容はこの募集要項と一体となって効力を有するものであり、必ず質問及び回答を確認してください。選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

4 現地確認

設置場所の現地確認は令和7年6月26日（木）～令和7年7月2日（水）の間で確認をお願いいたします。なお、本募集要項と現況が違う場合、現況が優先するものとします。

5 設置事業者の選考方法

募集物件に対し、入札書に記載された「納付金料率」の最も高い者を落札者とします。

落札者を当該行政財産貸付契約の相手方とします。

その後、行政財産使用許可の申請などの手続きを経て、最終的に設置事業者として決定します。

6 行政財産使用料

自動販売機を設置した場合には、次に掲げる行政財産使用料を、鋸南町が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入することになります。

行政財産使用料 = 基本額5,000円 + 販売実績割額 + 電気使用料実費相当額

（1）基本額は年額1台あたりとし、一括払いとします。また、使用許可日から起算し、当該期間が1年未満の場合はこれを月割計算とします。この場合において、1年未満の日数は、1月として計算します。

（2）販売実績割額（注2）と電気使用料実費相当額（注3）は、年度末締めとし鋸南町が指定する日まで年度分を一括して納入する。

なお、当該合算額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

（注2）販売実績割額：各月における販売実績額（消費税及び地方消費税を含む。）に入札の際に提示された納付金料率を乗じて得た額

（注3）電気使用料実費相当額：証明用電気計器（子メーター）により計測した各月における消費電力量に基づき算定した額

電気使用料実費相当額 = 親メーターで計測された消費電力量に係る月間電気使用料金
× 子メーターによる月間消費電力量 / 親メーターによる月間消費電力量

7 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする場合には、あらかじめ鋸南町に入札参加申込書を提出してください。

（1）提出書類

①入札参加申込書（別記様式第2号）

②誓約書（別記様式第4号）

③印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

提出日において発行の日から3か月以内の原本を提出してください。

④法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

(2) 受付期間

令和7年6月26日（水）～ 令和7年7月7日（月）

午前9時00分～ 午後5時00分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送の場合には、書留郵便により令和7年7月7日（月）の午後5時までに必着のこと。

(4) 提出先

「21 問い合わせ先・書類の提出先」を参照

8 入札書の提出

入札に参加する場合には、センターに入札書を提出してください。（入札参加申込書を提出した者に限る。）なお、提出した入札書の差し替え、撤回はできませんので留意してください。

(1) 受付期間

令和7年7月8日（火）～ 令和7年7月10日（木）

午前9時00分～ 午後5時00分

(2) 提出書類

入札書（別記様式第3号）

黒インクの万年筆又は油性黒ボールペン等で記入したもの

(3) 提出方法

入札書は定型封筒（長型3号等）に入れ表面に「鋸南町長 白石 治和 宛」「件名 鋸南町保健福祉総合センター自動販売機設置事業者公募」及び入札参加者の名称（印鑑証明印押印）を油性黒ボールペン等で記入し、裏面は糊付けをして割印を上中下3ヶ所にして、持参により提出してください。

また、郵送により提出する場合は、入札書入りの封筒（前段の要領で作成したもの）を定型封筒（外封筒）に入れたものを提出してください。

なお、郵送の場合には、書留郵便により令和7年7月10日（木）の午後5時までに必着のこと。

(4) 提出先

「21 問い合わせ先・書類の提出先」を参照

9 開札・落札者の決定

(1) 開札日時 令和7年7月11日（金） 午前10時00分

鋸南町で、提出された入札書の開札を行います。（入札参加者の同席は不要です。）

入札の際、募集物件に対し最も高い納付金料率を提示した者を落札者として決定します。なお、納付金料率が同率となった場合には、鋸南町が別途定める日時に、当該同率となった入

札者がくじを引くことにより、落札者を決定することとします。

また、当該入札者が、諸般の事情により、くじ引きに出席できない場合は、当町職員にくじを引かせることとします。

落札者を決定したときは、落札者に通知するとともに、落札者名及び納付金料率を鋸南町ホームページに掲載します。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- ①入札参加申込書及びその添付書類に虚偽の内容が記載されているもの
- ②入札参加資格がない者が入札したもの
- ③入札書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったもの
- ④入札書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ⑤入札書に入札者の押印がないもの（押印は印鑑証明のあるものに限る。）
- ⑥入札書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑦入札書に記載した内容が分明でないもの
- ⑧入札書に記載した内容を訂正したもの
- ⑨入札書に虚偽の内容が記載されているもの
- ⑩入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
- ⑪その他入札に関する条件に違反したもの
- ⑫その他、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

10 行政財産使用許可申請書の提出

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可（以下、「行政財産使用許可」という。）により行うことになりますので、落札者は、鋸南町が指定する期日（令和7年3月31日）までに行政財産使用許可の申請を行ってください。

行政財産使用の許可は、提出された書類等により入札参加資格等の審査を経て決定します。

なお、指定する期日までに正当な理由なくして行政財産使用許可の申請がなされなかった場合、又は審査の結果当該申請が不許可となった場合には、落札者の取り消しを行います。この場合には、入札の際に当初の落札者に次いで高い納付金料率を提示した者を繰り上げて、落札者として決定します。

提出書類

- ① 行政財産使用許可申請書
- ② 設置場所における自動販売機等の配置図
設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の配置、仕様が分かるもの
- ③ 設置する自動販売機のカatalog（仕様、寸法、消費電力等が確認できるもの）
- ④ 販売品目一覧表（別記様式第5号）

⑤ 自動販売機の管理関係証明書

自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、その業務区分と各業務を行う者を示す書面

⑥ 住民票 記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書））

⑦ 市町税納税証明書（滞納がないことの証明書）

⑧ 消費税及び地方消費税等の納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合その３の３）

※⑥、⑦、⑧については、提出日から３か月以内に発行されたものに限り（コピー可）

1 1 行政財産使用の許可（設置事業者の決定）

行政財産使用の許可を受けることによって、落札者は自動販売機の設置事業者として、令和７年７月１８日以降に自動販売機を設置することができます。

なお、次のいずれかに該当するときは、行政財産使用許可を取り消す場合があります。また、③から⑧までに該当して行政財産使用許可が取り消された場合には、既に納めた使用料は還付しないとともに、取り消しのあった日から３年間、鋸南町が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加することができません。

① 許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合

② 鋸南町の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合

③ 使用許可の条件に違反すると認められたとき。

④ 自動販売機の設置及び商品の販売に関して、法令等の規定により認可等を要する場合で、その取消しを受けたとき。

⑤ 事業の存続が困難であると認められたとき。

⑥ 設置事業者が入札参加資格を失った場合

⑦ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

⑧ 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

⑨ 使用料等の支払い義務を履行せず、鋸南町の催告にもかかわらず納付期限を３ヶ月以上経過してしてもなお履行しないとき。

⑩ その他設置事業者が使用許可の相手方として不適当と認められるとき。

1 2 自動販売機設置に係る仕様等

（１）使用できる施設の概要

「１ 募集内容」を参照してください。

（２）使用できる期間

令和７年７月１８日から令和８年３月３１日までとします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して支障がないと鋸南町が判断する場合は、当初設定した募集条件を変更しないことを前提に、１年ごとに、最長５年を目安に更新することができます。

使用許可の期間の満了前でも、鋸南町が公用・公共用に供するため必要とするときなどには、使用許可を取り消す場合があります。この場合事業者には損害が生じていても鋸南町はその賠

償の責を負わないこととします。

(3) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類等の缶、びん、ペットボトルなどの密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類及びその類似品（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）を除くこと。なお、夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

(4) 販売価格

各品目の標準小売価格から20円引きとすること。

(5) 自動販売機の規格等

- ① 自動販売機は、位置図に示した場所に、指定した外形寸法上限を超えないものを設置してください。
- ② 設置事業者の負担により、自動販売機の電気使用量を計測するための証明用電気計器（子メーター）を設置すること。
- ③ 自動販売機は、省エネタイプのノンフロン対応機種であること。
- ④ 施設の閉所日や閉所時間に、照明の自動消灯・減光などが可能なセンサーやタイマー機能を有する機種とするように努めること。
- ⑤ 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置を施すこと。
- ⑥ 自動販売機及び回収ボックス等設置について、施設管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこと。

1 3 使用条件

- ① 許可した用途以外に使用しないこと。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または担保に供しないこと。
- ③ 行政財産使用料を鋸南町が指定する期限までに確実に納付すること。
- ④ 募集要項、仕様書及び使用許可書に定める事項を遵守すること。
- ⑤ 各月ごとに自動販売機の販売実績（商品別の販売数量、販売額）及び証明用電気計器（子メーター）の計測値をその月の翌月10日までに書面によりセンターに報告すること。また、センターが自動販売機の販売実績等に関する調査を行う場合には、協力すること。
- ⑥ 販売品の納入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路等については、当該施設の管理者の指示に従うこと。
- ⑦ 自動販売機の故障発生や問い合わせ・苦情等への対応、商品の賞味期限や商品の補充などの在庫管理、販売代金の保管・回収など、自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に対応すること。なお、自動販売機に故障発生時の際の連絡先を明記すること。
- ⑧ 前⑦に掲げる自動販売機の維持管理の一部を第三者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、「自動販売機の管理関係等に関する届出書」に当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを添えて、センターに提出すること。なお、維持管理の全てを第三者に委託することはできないものとします。
- ⑨ 自動販売機設置場所には、販売する清涼飲料水容器の種類（缶・びん・ペットボトル・ペッ

トボトルキャップ用等) に応じて、使用済容器の分別回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済容器は、他社商品の持ち込み等を問わず、設置事業者の責任において適切に回収・処分すること。

⑩ 衛生管理については、関係法令等を遵守するとともにその徹底を図ること。また、自動販売機の設置に当たり、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。なお、これらの手続き等を要する場合には、当該手続き等の完了後に、自動販売機の設置を行うこと。

⑪ 自動販売機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、鋸南町及び第三者に損害を与えた場合は、設置事業者の責任においてその一切を解決すること。

また、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、設置事業者の負担において速やかに復旧すること。これらの場合に、鋸南町の責に帰すべき事由が明らかな場合を除き、鋸南町は一切の責任を負わないものとします。

1 4 原状回復

使用許可期間が満了する場合には、その満了する日までに、原状回復を行い、鋸南町の担当者の確認を受けること。

また、使用許可が取り消された場合や自己都合により自動販売機を撤去する場合には、鋸南町が指定する期日までに、原状回復を行い、センターの担当者の確認を受けること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を鋸南町に請求することはできません。

1 5 自動販売機の交換・設置の延長・設置の中止・増設

(1) 自動販売機の交換

設置している自動販売機の交換を行おうとする場合は、あらかじめその旨をセンターに申し出て、承諾を受けること。

(2) 自動販売機の設置の延長

自動販売機の設置期間を延長しようとする場合には、行政財産使用許可書で定める使用期間が満了する日の2ヶ月前までに、「10 行政財産使用許可申請書の提出」による手続きを行ってください。

(3) 自己都合による自動販売機の設置の中止

使用許可の期間が満了する前に、設置事業者の都合により自動販売機の設置を中止しようとする場合は、その中止をしようとする日の2か月前までに書面によりセンターに申し出て、承認を受けること。この場合には、納入済の使用料は還付しません。

(4) 自動販売機の増設

鋸南町が必要と判断した場合に施設内に自動販売機を増設する場合がありますが、このことによって、既に設置していた自動販売機の販売が減少したとしても、設置事業者は一切の補償を鋸南町に請求することはできません。

1 6 費用負担

この募集要項に基づく入札の参加、行政財産使用許可申請等に要する費用はその手続きを行った者の負担とし、自動販売機（証明用電気計器等を含む。）、の設置、交換、移動、撤去、安全対策、維持管理等に要する一切の費用は設置事業者の負担とします。

1 7 設置事業者及び販売実績の公表

自動販売機の設置事業者及び販売実績（販売数量、販売額）については、今後の募集の際などに公表する場合があります。

1 8 協議事項

募集要項、仕様書及び使用許可書に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、センターと設置事業者で協議のうえ定めるものとします。

1 9 様式のダウンロード

鋸南町ホームページからダウンロードできます。

2 0 参考

① センター利用実績（概算）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	2,500人	2,500人	2,500人

② 令和7年6月1日現在の職員数（会計年度任用職員含む・予定）

19人

③ 「道の駅保田小学校」第2駐車場隣接地 年間来場者数97万人

2 1 問い合わせ先・書類の提出先

〒299-1902

千葉県安房郡鋸南町保田560番地 鋸南町教育委員会 担当者 小川

TEL 0470-55-1002

FAX 0470-55-4148

E-mail kennkou@town.kyonan.chiba.jp